

復興推進会議（第1回） 議事録

1 日 時：平成24年2月14日 17:20～17:50

2 場 所：官邸4階 大会議室

3 出席者：

【議長】野田佳彦内閣総理大臣

【副議長】平野達男復興大臣＜進行＞

【議員】岡田克也副総理大臣、川端達夫総務大臣、小川敏夫法務大臣、玄葉光一郎外務大臣、安住淳財務大臣、平野博文文部科学大臣、小宮山洋子厚生労働大臣、鹿野道彦農林水産大臣、枝野幸男経済産業大臣、前田武志国土交通大臣、細野豪志環境大臣、田中直紀防衛大臣、藤村修内閣官房長官、松原仁国家公安委員会委員長、自見庄三郎国務大臣、古川元久国務大臣、中川正春国務大臣、齋藤勁内閣官房副長官、長浜博行内閣官房副長官、竹歳誠内閣官房副長官、松下忠洋復興副大臣、末松義規復興副大臣、柳澤光美経済産業副大臣、津川祥吾復興大臣政務官、郡和子復興大臣政務官、吉田泉復興大臣政務官、浜田和幸外務大臣政務官

4 配布資料

資料 1 復興推進会議について

資料 2 復興推進会議運営要領（案）

資料 3 復興に向けた主な課題

参考資料 1 復興庁の体制

参考資料 2 復興の現状と取組

参考資料 3 福島復興再生特別措置法（案）について

5 議事次第

1. 議長挨拶（内閣総理大臣）

2. 議 事

（1）復興推進会議運営要領について

（2）復興に向けた主な課題

3. 自由討議

○平野復興大臣　ただいまから、第1回「復興推進会議」を開催いたします。復興庁設置法が2月10日に施行されまして、本日、第1回の復興推進会議を開催することといたしました。

当会議の構成員につきましては、お手元の資料1の1ページにありますとおり、議長は内閣総理大臣、副議長は復興大臣でありまして、議員はすべての国务大臣のほか、内閣官房副長官、復興副大臣・関係府省の副大臣、または復興大臣政務官・関係府省の大臣政務官のうちから、内閣総理大臣が任命する者であります。

当会議の役割は、東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進するとともに、必要な関係行政機関相互の調整をすることとなっております。政府が一体となって取り組んでまいりたいと思いますので、各位の御協力をお願い申し上げます。

それでは、内閣総理大臣からごあいさつをお願いいたします。

○野田内閣総理大臣　今日は、従来から復興対策本部ということでございましたけれども、復興庁の発足に伴いまして復興推進会議となりました、その1回目の復興推進会議の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

御案内のとおり、復興大臣には平野さんに就任をしていただきました。そして、副大臣、政務官、これまで復興事業に深くかかわってきた人たち、しかも被災地における人間関係をしっかり構築をして、地元における大変信頼感のある人たち、即戦力の手練の陣容を整えたというふうに思っております。その上で、福島と宮城、岩手、それぞれに復興局を置かせていただきました。支所は6か所、そして青森と茨城に事務所を置いてという形で、しっかりと体制を整備をいたしました。

この体制をフル活用して、何と云っても、復興庁の役割というのは、役所の縦割りを乗り越えるということと、被災地の要望をワンストップで受けとめて迅速に対応する、この2つだと思います。この2つの使命をしっかりとやり抜いて、復興事業が加速するようにしなければいけないと思います。その際には、復興庁だけではなくて、それぞれの省庁、全力を挙げてこの復興に取り組んでいただきたいと思います。

昨年、野田内閣が発足して以来、復興のための予算措置、あるいは制度を新たに創設するなど、様々な取組みを進めてまいりましたけれども、2月9日には復興特区の第1号を認定させていただきました。こうした取組みを更に強化をしていきたいと思っております。

なお、原子力災害からの福島の復興と再生については、2月10日に閣議決定をした福島の復興再生特別措置法を早期成立をさせるということが何よりも肝要だと思います。加えて、何よりもまた大事なことは、今、避難をされている皆さんの早期帰還に向けての支援を行うこととございます。こうしたことも併せて、皆様の御協力をお願い申し上げます。私の冒頭のあいさつに代えたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○平野復興大臣 ありがとうございました。報道関係者はここで退場願います。

(報道関係者退室)

○平野復興大臣 時間の合間を縫いまして、お手元に復興庁のマークがありますが、これは復興庁の職員がみんなで知恵を出してつくったマークであります。復興庁の赤いの
が日の出で、復興を目指してということで、青は海をイメージしていまして、自然の
イメージと、あと、私なりに言わせれば、まず海からの復興という意味合いだという
ふうに理解しています。御紹介申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、議題1の「復興推進会議運営要領
について」でございます。お手元の資料2のとおり、当会議における関係者の出席者
や配付資料の原則公開などについて定めるものであります。

なお、当会議について、後世の検証が可能となるよう、議事要旨及び議事録の作成
と公開に関する規定も設けることといたします。なお、議事録の作成に当たりまして
は、記録の正確さを期すため、速記を入れて録音をさせていただきますが、議事録の
公表については政府全体の方針を見ながら別途検討したいと考えております。

以上について、皆様方の御了解をいただければ、本日、ここに決定したいと存じま
すが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○平野復興大臣 ありがとうございます。御異議がないようですので、本案のように決定
いたします。

引き続き、末松副大臣と松下副大臣から、資料3の「復興に向けた主な課題」につ
いて説明をお願いいたします。まず、末松副大臣からお願いいたします。

○末松復興副大臣 資料3をお願い申し上げます。ここの1から5まで私の方で説明させ
ていただいて、福島については松下副大臣から御説明いただきたいと思います。

まず、「復興庁の役割」ですけれども、今、総理がおっしゃられたように、ワンスト
ップということ、そして、役所の壁を乗り越えて縦割りの弊害をなくす、そういうこ
とで復興庁に強力な権限とリーダーシップを与えられております。特に、ワンスト
ップということで、現地に3つの局の政務官には、本当にワンストップということでま
たいろいろな相互調整をお願いしたいと思いますが、各省の大臣におかれましても、
是非そこは御協力を賜りたいと思っております。

2番目の「住宅再建及び高台移転」でございます。これは大体、各市町村が今復興
計画を策定しておりますけれども、今年の1月末時点で、そこに書いてあるとおり、

約８割の市町村が復興計画を完成させております。これから非常に難しくなってくるのが実際の事業の策定及び事業実施ですが、特に高台移転、防災集団移転が地域住民との関係で非常に難しい最大の課題となってきます。そうした意味で、国としてもまちづくりの専門職員の派遣とか、あるいは市町村のマンパワーに対する支援、あるいは復興交付金による支援、こういったものを行って、支障なく実現していきたい、こういうふうになんか力を入れていきたいと考えております。

３番目、「がれきの広域処理」でございます。今、岩手県、宮城県、ここに書いてありますように、岩手県で４７６万トン、宮城県で１，５６９万トン、これもなかなか処理が足りません。そういった意味で、今、がれきを受け入れていただく表明をいただいている自治体、東京都、山形県、あるいは秋田県、静岡県の島田市、そういった地域が受入れを表明しておりますけれども、よくマスコミを賑わせておりますけれども、放射能汚染を心配する地元の声、そういうことで国としても安全性を広報していかなければいけないし、そして、環境省の方でもその安全性について納得できるような御説明を今考えておられるということでございますので、そういうこと等を含めて、受入表明自治体がスムーズに受入れられるような御努力をお願いしたいと思います。

４番目に、「雇用の確保」でございます。今、被災３県の雇用の情勢、１２月分ですけれども、有効求人数が約１１．１万人、また有効求職者数が約１４．６万人、こういった形で増えてきておりますけれども、問題は雇用保険受給者が１月で約１，０００人が切れていくという状況でございます。今、半分が就職をされておられますけれども、そのまた半分が未定だということでございます。１月から３月にかけては７，０００人が雇用保険が切れるという状況になりますので、この方々のきちんとした雇用についてもしっかりとやっていくということでございます。今、政府の取組みとして、「日本はひとつ」仕事プロジェクトということでやっておりますが、今後ともこれを強化していきたいと考えております。

５番目に、「被災者の孤立防止と心のケア」でございます。これは、（１）に「孤立防止の主な取組」ということで、サポート拠点を１０３か所ほど設置をしたというふうにも書かれておりますし、また、地域コミュニティの復興支援事業もやっているところでございますが、これから更に心のケアの取組み、特に（２）の３番目に書いてございますけれども、子どもの心の健康状態を把握するための調査も、文科省さんを中心に実施を予定しております。ということで、この孤立防止と心のケアを比較的長いレンジでしっかりとやっていく、こういうことが求められております。

私からは以上でございます。

○平野復興大臣　引き続き、松下副大臣、お願いいたします。

○松下復興副大臣 6 ページでございます。福島復興と再生でございますけれども、これは力を尽くして、国が責任を持って結果を出していかなければならない、そう考えています。1 つが福島復興再生特別措置法案の早期成立、もう一つが原発事故避難者の帰還支援でございます。

まず、6 ページの「福島復興再生特別措置法（案）について」でございますけれども、2 月 10 日閣議決定をいたしました。

まず、本法案の目的・基本理念ですけれども、これは国の責務として、1 つは原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生を推進、2 つ目が福島の地方公共団体の自主性・自立性を尊重しつつ、国の責務として総合的な施策を策定、実施するということにしております。

具体的な内容といたしましては、1 つは福島復興再生基本方針を国の方針として徹底することでございます。もう一つは、基本理念は法案によっているわけですが、現在、成立後の準備を我々はしているということでございます。

2 つ目が、復興再生計画を国が策定して、これに基づきまして、国が公共施設の工事や生活環境整備事業を自ら行えることとしたわけでございます。また、公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保に努めてまいります。これは家が壊れた人のみが入居可能となっておりますけれども、原子力災害では家が残っているということもありますけれども、入れない。これにつきましては、特性として避難者の居住の安定の確保に努めたいということで、入居可とするということでございます。

7 ページでございますけれども、健康管理調査の実施等、放射線による健康上の不安の解消など、安心して暮らすことのできる生活環境を実現するための措置ということでございます。

4 つ目は、風評被害等を受けた福島の産業の復興及び再生を図るための産業復興再生計画を国が認定して、これに基づいて規制や手続等の特例を設けることであります。例えば、地域商標、地域ブランドを登録するときの手数料の減免でありますとか、地熱開発時の手続をワンストップで、森林法関係、あるいは自然公園法関係、これをワンストップでやっていくということでございます。

5 つ目は、研究開発や企業立地の推進等による新たな産業の創出等に寄与する取組みの重点的な推進ということでございまして、そこに書いてありますけれども、中小企業基盤整備機構が持っております工場用地等の無償の譲渡ということも含めて取り組んでいきたいということでございます。

それから、次のページでございますけれども、福島の復興再生協議会、それから、先ほど説明しましたけれども、課税の特例措置、これらに関する措置も盛り込んで取り組んでいきたいということでございます。

それから、9 ページが「原発事故避難者の帰還支援」でございます。現在、避難指

示区域からは約 11 万 4,000 人の避難者がおりますけれども、警戒区域等の見直しに併せて、避難者の帰還の支援を行うということでございます。11 万 4,000 人ほどおりますけれども、約 7 割が県内に避難、約 3 割が県外に避難ということでございます。

それから、2 つ目は、帰還支援に当たりましては、新たな区域の線引き、除染、インフラ等の復旧、賠償の方針、長期避難者の支援、雇用確保、産業振興と、さまざまな課題がございまして、これはしっかりと整備していくことが大事だと考えております。

この課題につきまして、政府内での一元的な検討と、県や市町村との連携が極めて重要、必要でございます。関係局長によります検討を開始したところでございまして、今後も県や市町村との協議を進めていくと同時に、関係局長、実務者の人たちでスピードアップしながら決断、実行する体制をつくっていきたいと考えております。今後とも、関係者各位の御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○平野復興大臣 ありがとうございます。そのほか、参考資料をお配りしておりますので、適宜お目通しをください。

これからは自由討議に入らせていただきます。御意見、御質問等がございましたら、挙手の上、御発言を願いたいと思います。

○玄葉外務大臣 まず、関係者の方々の御努力に心から敬意を表したいと思います。

先日の日曜日、私、地元、つまり福島に戻りました。やはりつくづく思うことが 2 つありまして、1 つは目標というのが、特に深刻な被害を受けた福島県にとっては大切だと思います。国の責務も含めて、県だけではなくて市町村もそれぞれ言わば北極星、私に言わせれば北極星だと思うけれども、その北極星というのをきちっと示していくと、生きる勇気も含めて希望の光というのが見えてくるということなので、この目標の提示の仕方、閣僚懇などと言いましたけれども、そのことについて常に留意をしていただきたいということが 1 つ。

それともう一つは、先般、賠償問題で大騒ぎをいたしましたけれども、これから起こり得るのは、この賠償も更にそうでありますし、除染の問題でも同じことが起こり得るんですね。細野さんがいらっしゃいますけれども、コミュニティの崩壊につながる可能性があります。つまり、賠償の問題、除染の問題について、例えば隣同士で扱いが違うということがこの間賠償の問題が起きて、結局、政治でカバーしたわけです。実は、同じ額で福島県全体うまくなべてやれば何の問題もなかったわけでありまして、そういうことが除染でも起きる可能性がありますので、そこは非常に慎重に留意をしながら進めていただくということをこの場で申し上げておきたいと思います。

以上です。

○平野復興大臣 細野大臣、どうぞ。

○細野環境大臣 玄葉大臣から今御指摘がありました除染の問題で、できるだけそういうあつれきが生じないようにというのは心がけてまいりたいと思います。

今、財物補償という話が今出てきておりまして、除染に伴って、庭木であるとか、場合によってはかわらであるとか、そういったものを取り替えたいという方がおられて、そういったものに対する対応などで悩ましい面がございます。

負担をするべきものは負担をする必要があると思うんですが、一方で、やはり平等にということもありますので、心がけてやってまいりたいと思います。御指摘、ありがとうございます。

別件で一言よろしいでしょうか。

○平野復興大臣 どうぞ。

○細野環境大臣 3 ページのところでがれきの広域処理について、わざわざこうして御提起いただきまして、ありがとうございます。これは本来、環境省の仕事をあえて復興に不可欠だということで取り上げていただいたものと考えております。

原発問題に対応している私から申し上げますと、大変心苦しいのですが、福島県についてはやはり県内の処理というのが放射性物質を閉じ込めるという意味で必要だと思っております。一方で、宮城県と岩手県に関しては、安全性については問題ないということについてははっきりと確認ができておりますので、是非とも広域処理をしたいと思っております。

ここでは余り詳しく書いていないのですが、まず、是非皆さんに御理解をいただきたいのは、被災地はがれきの処理には大変な努力をしているということです。大槌町という町では、がれきを薪にして全部売った。そういう町もございます。ただ、薪にできるものだけではありませんので、その処理に仮設の焼却施設をつくって頑張っています。それでも処理ができない、再利用もあらゆる方法を尽くし、そして仮設の焼却施設をつくってもなお処理ができないものは全国で処理をするしかないということでございます。

既に、総理からは首長の皆さんに直接お話しいただいたり、先日も復興庁の発足に当たりまして、直接このことを言及いただきまして、ありがとうございます。私も、もう何十人という首長の方に御説明をしたり、住民の方への説明に出向いておりますが、力及ばずここまで必ずしも芳しい結果が出ておりません。

そこで、私からの願いは、今日出席をされている復興推進会議のメンバーの皆さんに、大変申し訳ないのですが、御地元の都道府県、市町村に直接話をしていただい

ないかということでございます。御説明いただくだけの資料はお持ちをいたしますので、是非よろしくをお願いします。

あと一月、やはり3月11日までというのが一つのチャンスではないかというふうに私は考えておまして、そこまでにとにかく善処させたいと思っています。それがなければ、復興というのはまさに絵にかいた餅になりますので、是非御協力をお願い申し上げます。

○平野復興大臣 細野大臣からの要望は是非お願いをいたします。資料は後で行くということですね。

○細野環境大臣 はい。お願いします。

○平野復興大臣 鹿野大臣はどうでしょうか。

○鹿野農林水産大臣 もともと、この大震災の後、いわゆる対策本部におきましても東日本大震災、ですから東日本を次の世代にきちっと引き継いでいくことができる、そういう復興モデルにしていこうというふうなことからスタートしたわけです。当然のことながら3県中心、3県軸になって復旧・復興ということですが、そのためには全国の国民の人は勿論でありますけれども、自治体の人たちの協力なり理解が当然必要だと。そういう中で、とりわけ周辺地域の人たちからの協力というのは不可欠であります。

そういうことを考えたときに、やはりこの復旧・復興を迅速に、またきちっとした形の復旧・復興をなし遂げていくためには、周辺の地域の人たちの意向というものも大切にしていける、このことを内閣としても私は確認をしていただきたい、そういうふうなことを申し上げたいと思います。

○平野復興大臣 田中大臣、どうぞ。

○田中防衛大臣 警戒区域の森林火災について、委員会でも出ておりました。防衛省も監視をしながら消防等のバックアップをしていくというようなことも考えられるのではないかと思います、その点、協力をしていければと思います。

○平野復興大臣 ありがとうございます。どうぞ、古川大臣。

○古川国務大臣 2ページ目の「住宅再建及び高台移転」の関係で、市町村のマンパワー

に対する支援というのがあります。昨年 10 月から気仙沼市に復興支援官という形で若手の役人が 4 人入っています。これは、地元の市長から大変評価をされています。若い人が外から来て、地域の人たちと一体となって復興計画に新しい知恵を入れてくれると、非常に評価をされています。

各省庁は、大体入って何年目かになると、地方に研修で半年間或いは 1 年間とか派遣するというのをよくやっています。是非来年度の若手役人の地方研修については、現在、こういう状況ですから、被災地のニーズにお応えして、受け入れたいという自治体があれば、気仙沼市に今送っているような形で送ってはどうかと思います。

これは、若手の役人がこういうときに現場を見るということは、彼らの将来にとってもプラスになると思いますし、また、被災地の皆さん方と国がちゃんとつながっているという意味でも非常にいい。私は気仙沼市についてはうまくいっていると思いますので、是非そういったことを幅広く取り上げることも、復興大臣の下で御検討いただければと思います。

○平野復興大臣　しっかり検討したいと思います。どうぞ、

○前田国土交通大臣　玄葉大臣のお話に北極星というお話がありました。勿論、東日本の復興ということについては、日本の新しいモデルをつくるんだということをずっと言っているわけですが、全国の次の世代の子どもたちなんかに響くような、例えば、環境未来まちづくりをするんだと、特に次の世代、子どもたちに響くような、それは北極星になるのか、何かそういうものをみんなで常にアピールするということがいいのではないのかなと思います。

○平野復興大臣　どうぞ。

○浜田外務大臣政務官　防衛大臣にお願いしたいのですけれども、自衛隊の放射能の除去に関するような知見を持っている O B の人たちで、今、JDSS が中心になって、全国からボランティアで福島、特に放射能のそこに入りたいという希望があるのですけれども、そういう地方からの要望というものを是非前向きに受けとめていただきたい。

具体的に申しますと、西日本まちづくり懇話会なんかでは自衛隊の O B の人たちで、一般の人たちだと放射能に対する警戒感もあるし、専門的な経験がないので、自分たちがかつて自衛隊のときに集めたこと、経験したことを生かしたいという希望があるので、是非それを前向きに御検討いただきたいと思います。

○田中防衛大臣　前向きに検討いたします。また、相談して、要請があればお手伝いはしたいと思います。

○平野復興大臣　そろそろ時間ですので、よろしいでしょうか。

建設的な意見をいただきましたので、しっかり受けとめて、今日の意見を踏まえて、答えが出せるような方向で臨んでいきたいと思います。

それでは、本日はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(以　上)